

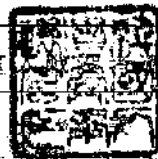
12.11.手紙

1974年12月 日

外務大臣 殿

太平洋戦争

韓国  
会



骨董連合会



韓国人戦没者遺骨問題の件

提 案 1

遺骨収集は日本政府の責任において遂行する事を原則とし、本会はその遺骨を受け入れる体制を確立する事。

理 由

太平洋戦争当時、日本帝国の出先機関である朝鮮総督府が1942年日本本土同様に國民総動員令に依り韓国人（朝鮮人）を軍人軍属として動員し中南支及

ひ南方各戦線において戦没した遺骨であるからその遺骨の収集は日本側が責任を持ってあたる事が当然である。

提 案 2

日本政府が松天寺に保管してある2,084柱の遺骨を韓国側に一括して引渡す事を原則とするが、その場合、韓国側はその遺骨を確認の上一括して引取り、遺族の有無を調査し遺族のある者は遺族に渡し埋葬する。遺族の無い遺骨は韓国政府或いは遺族会が国内の霊園に埋葬するか又は納骨堂を建てて安置する事。そして将来遺族が現われた場合は遺族会及び政府当局が責任を持ってその遺族に引渡す事。その費用は日本政府の負担金で充当する事。

提 案 3 [redacted]、埋葬費、[redacted]要求の件

現在日本厚生省に保管してある韓国人の陸海軍人、軍属の遺骨を韓国の彼等の

05-14-6-530

出生地に輸送する一切の費用及び [redacted] 埋葬費と [redacted] を日本政府に  
要求する。

理 由

[redacted]

何故ならばこれらの遺骨は周知の通り、太平洋戦争中、日本政府が戦争を送行する目的で、韓国人（朝鮮人）を強制的に戦場に狩り立てて、数多くの戦死者を出したその一部の遺骨である。

故に日本政府はその遺骨引渡しに際し、輸送に関する責任は勿論の事、[redacted] 及び埋葬費等、[redacted] を負担しなければならぬ。

提 案 4

遺骨問題につき、1969年11月26日定例韓日閣僚会議の席上において、

両当局がこの問題を正式の議題として取りあげるべきであるにも拘らず、この重大な問題を軽視し、単なる事務的な問題として処理するという事について合意を見たというが、その合意の内容が、遺族側の立場を全く無視したものであり、本会としては認める事が出来ないので、この問題の円滑な解決策としてここに具体的な案を提している。その案を具体化するにおいて、日本政府当局側と韓国政府当局と遺族側を代表する本遺骨奉還会の二者が正式に共同会議を開き、戦没者名単と遺族名単を中心に、具体的な対策を講じ、あくまでもこの問題を遺族側の立場に立って、道義的に速やかに解決する事を望む。